

高知県立交通安全こどもセンター指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例(昭和45年高知県条例第1号。以下「条例」という。)第3条の指定管理者(以下「指定管理者」という。)の候補者を公平かつ適正に選定するために、高知県立交通安全こどもセンター指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員で組織し、その構成を別表のとおりとする。

(委員長の職務等)

第3条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから院長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。

(候補者の選定)

第4条 委員会は、条例第17条の規定に基づき申請したもの(以下「申請者」という。)の中から申請書お酔い同条施行規則第12条に規定する書類を次の各号に掲げる項目に基づき、別紙高知県立交通安全こどもセンター指定管理者審査表により審査し、評点の合計が最も高いものを候補者として選定する。

最も高い評点を得たものが2者以上あった場合は、委員会で協議して選定する。

(1)申請者の業務遂行能力

(2)交通安全こどもセンター事業計画書

(3)管理代行料提案書(所定の計算方法による。)

2 申請者が1者の場合は、委員会で前項の各項目について審査を行い協議のうえ、候補者として選定する。

(選定された候補者名の公表)

第5条 選定された候補者名については、公表する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、業務が終了するまでとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成17年10月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年10月5日から施行する。

この要綱は、平成23年10月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年10月3日から施行する。

別表

	役 職 ・ 組 織
委 員 長	高知市市民協働部くらし・交通安全課
委 員	認定特定非営利活動法人NPO高知市民会議理事長
委 員	高知商工会議所総務企画部部長
委 員	高知県交通安全母の会連合会会長
委 員	高知県交通安全指導員協議会会長